|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **番号** | **頁** | **ご意見の概要** | **件数** | **区の考え方** |
| 1 | 6、43 | 第1章計画の策定にあたって  3．豊島区地域保健福祉計画の概要  （1）コミュニティソーシャルワーカーと（2）福祉包括推進員の役割分担があまり明確ではなく、かぶるように思う。図式化など具体的に理解できるようにしてもらいたい。 | １件 | ご意見を踏まえ、P6にコミュニティソーシャルワーカーと福祉包括化推進員の説明を入れ、下記のとおり内容の追記をいたしました。また、P43に説明を追加しました。  Ｐ6  コミュニティソーシャルワーカー：支援を必要とする人々のニーズに応え、生活環境に目を向けて援助を行うとともに、地域による支援活動を発見して支援を必要とする人に結びつけたり、新たな資源を開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを担う専門職のこと。豊島区民社会福祉協議会に委託し、区内8か所の地域区民ひろばに2～3名ずつ配置している。  福祉包括化推進員：単独の組織では対応が困難な制度の狭間の課題や複数の関係課・関係機関にまたがる複雑・複合的な課題に対して、分野横断的な支援体制の構築を図るため、区役所本庁舎4階を中心とした関係窓口や豊島区民社会福祉協議会に配置された福祉包括化推進員が課題解決に向けた全体調整を行っている。  P43  コミュニティソーシャルワーカーは、全世代を対象に、福祉のことに限らず相談を直接受けています。一方、福祉包括化推進員は、コミュニティソーシャルワーカーや各相談窓口で受けた相談のうち、単独の組織では対応が困難な複雑・複合的な課題に対して、課題解決に向けた全体調整を行っています。 |
| 2 | 9 | 第1章計画の策定にあたって  5．計画策定の過程  「障害者等実態・意向調査」の回答率が障害者・保護者等が43.4％から高くても51.0％と半分程度しか回収できていないのが残念です。当事者からの回答率が高くなるような工夫をお願いしたいです。 | １件 | 前回の実態・意向調査では回答率が低いものでは38.4%、高いものでも50.5%でしたが、今回の調査では前回の調査よりも全体的に回答率が上昇しました。  次回の調査では、必須の項目と回答のしやすさなどのバランスを考え、当事者や事業者からさらに多くの回答が得られるよう、努めてまいります。 |
| 3 | 9 | 第1章計画の策定にあたって  5．計画策定の過程  事業者を回答対象とした「障害者等実態・意向調査」の回収率が区内164事業所のうち94事業所のみの回収とほぼ半分の施設からの回答が得られていないのは少なすぎます。回答率が高くなるようお願いします。 | １件 | 上記のとおりです。 |
| 4 | 17 | 第2章障害者を取り巻く状況  1．区の障害者の現況  （2）愛の手帳所持者数  「ほぼ年々増加傾向が見られます」と記載があるが、理由を書く必要があるのではないか。 | １件 | 愛の手帳所持者の増減状況を記載しています。  令和2年障害者白書では、療育手帳取得者の増加の要因の一つとして、知的障害に対する認知度が高くなったことが考えられると記載されており、一般的には知的障害に対する認知度が高くなってきたことが要因の一つと考えられます。 |
| 5 | 17 | 第2章障害者を取り巻く状況  1．区の障害者の現況  （2）愛の手帳所持者数  平成30年から令和元年度は大きく減っている。この理由を知りたい。 | １件 | 令和元年度末に減少に転じた要因につきましては、明確な理由は分析できていませんが、今後の推移について注視してまいります。 |
| 6 | 17 | 第2章障害者を取り巻く状況  1．区の障害者の現況  重症心身障害者への支援が区の重要課題となるため、手帳所持者数の表に重症心身障害者数を入れるべきではないか。 | １件 | 児童福祉法では、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を「重症心身障害児」というとされており、判定には大島分類が広く用いられていますが、手帳の等級等とは基準も異なり、対象者数は把握できていないことから、掲載はいたしません。 |
| 7 | 18 | 第2章障害者を取り巻く状況  1．区の障害者の現況  （3）精神障害者保健福祉手帳交付等状況  「増加傾向にあり」という理由を書く必要があるのではないか。 | １件 | 精神障害者保健福祉手帳交付状況の増減状況を記載しています。  一般的に、現代のストレス社会におけるうつ病、統合失調症以外の精神疾患と呼ばれる診断の範囲が広がったことや、手帳の所持に対する周囲の理解が進んだこと、また、就労の際の障害者雇用枠の設置など社会制度が整備されてきたことが考えられます。 |
|  |  |  |  |  |
| 8 | 53 | 第4章施策の展開  5就労支援の強化  法定雇用率、国・地方公共団体の2．6％より民間の2．3％を書くできではないか。 | １件 | ご意見のとおり、民間企業の法定雇用率についても記載します。 |
| 9 | 63 | 第4章施策の展開  8災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備  池袋駅等で行われる大規模な防災訓練などの際にはぜひ障害者疑似体験も行って頂きたいです。 | １件 | 毎年11月、池袋周辺地域では、区、鉄道事業者、集客施設、大学などの多様な主体が参加する「帰宅困難者対策訓練」を実施しており、訓練の項目として災害時の障害者疑似体験も行っております。  今後も引き続きPR方法や訓練内容の充実を図ってまいります。 |
| 10 | 64 | 第4章施策の展開  8災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備  区内6か所の「福祉救援センター」での受け入れ可能人数や障害の種類などを分かりやすく公表してください。 | １件 | 福祉救援センターは、災害時にまずお近くの救援センターに避難していただき、支援や配慮が必要な方が二次的に避難する場所として位置づけられています。よって支援等の必要性の高い方から移行していただくことになります。  発災状況に応じて、受入体制や周知方法などについて検討してまいります。 |
| 11 | 64 | 第4章施策の展開  8災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備  「福祉救援センター」の場所は、地域に偏りがありどうしても利用できない方がでてきます。各地域にまんべんなく設置してください。 | １件 | 福祉救援センターの指定にあたっては、受け入れ可能な施設であることに加え、耐震・耐火構造等の基準も考慮する必要があります。指定の対象となる施設が限られる中で、地域バランス等にも配慮しながら指定していくことになります。地域の偏りにつきましては、今後の検討課題とさせていただきます。 |
| 12 | 64 | 第4章施策の展開  8災害時の福祉・医療・保健衛生体制の整備  すべての障害児者家庭が「福祉救援センター」を利用することは難しいと思います。各地域の「救援センター」も計画的に「スフィア基準」に則った誰にでも優しいセンターになるようにしてください。 | １件 | 災害発生時の「救援センター」の運営にあたっては、避難所生活において最低限満たされるべき基準である「スフィア基準」の視点を持つことが、今般の新型コロナウイルスの感染防止の観点からも必要です。  各地域の「救援センター」においても、１人あたりの専有面積を拡大するとともに、段ボール間仕切りやトイレ袋などの各種資器材の備蓄を進め、「救援センター」の環境改善に取り組んでおります。  一方で、一人当たりの専有面積を拡大すると避難所に入りきれないという問題も発生します。  こうしたことから、在宅での避難や、親戚・知人宅等への避難など、災害の状況に合わせて様々な避難先を検討しておくこと（分散避難）が求められています。  今後の防災対策の大きな課題として、引き続き検討してまいります。 |
| 13 | 66 | 第4章施策の展開  9福祉のまちづくりの推進  毎年痛ましい事故が起きている駅ホームからの転落事故を防ぐためにも区内駅のホームドア設置を早急に行われるよう強く働きかけてください。 | １件 | 現在豊島区内では、全14駅中10駅にてホームドアの設置を完了しております。区は、未設置の駅についても、法令等に基づき、今後鉄道事業者に働きかけていきます。  併せて防災の手引き、サポート講座等で障害のある方への支援方法を周知しています。駅ホームの転落事故等を防ぐためにも、ホームドアの設置推進に加え、引き続きサポート方法について周知・啓発に努めてまいります。 |
| 14 | 72 | 第4章施策の展開  10福祉と文化の融合  障害児者の「ひまん」を減らしたり「外出」の促進ができるよう区内スポーツ施設で障害児者向けの定期的な教室や、障害児者も参加できる企画などおこなってほしいです。 | １件 | 一例を紹介させていただきますと、池袋スポーツセンターにおいては、障害のある方がプールやトレーニングルームでスタッフと１対1もしくは１対2で利用ができるパーソナルプログラムを導入しております。毎年10月には総合体育場で「としまスポーツまつり」を開催し、障害のある方に楽しんでいただけるプログラムを用意しております。また、障害のある方が身近な地域でスポーツや余暇活動等に親しむことができるよう、「障害者スポーツのつどい」、「みんなのヨガ教室」、「土曜余暇教室」、「日曜青年教室」等を開催しております。「としま健康チャレンジ」では、運動講座などのイベントに参加を促すための取組みも行っています。ご意見は今後の参考とさせていただき、引き続き障害のある方の社会参加促進につながる取組みの充実を図っていきます。 |
| 15 | 72 | 第4章施策の展開  10福祉と文化の融合  区内スポーツ施設（体育館・プールなど）障害児者が利用するにはハードルが高く、気軽に利用することができません。障害児者個人や放課後児童ディなどの事業所が個人・団体で気軽に利用できる仕組みを作ってください。 | １件 | 区立体育施設において、気軽に利用できるための課題につきましては、ひとつは施設環境の整備という点がございます。今後、施設の大規模改修の際には、障害のある方に配慮した施設の設計に努めてまいります。  また、区立体育施設では、区内に住所を有する障害者手帳をお持ちの方とその介護者の皆様の利用料が免除となります。障害のある方を対象とした少人数でのパーソナルプログラムを導入している区立体育施設もございます。  今後も障害のある方が使いやすい施設の整備に取組んでまいります。 |
| 16 | 34～73 | 第4章施策の展開  第4章の中に「障害者の高齢化」に対する施策をなんらかの対応を入れるべきではないか。 | １件 | 「障害者の高齢化」は障害福祉分野と介護分野の連携が必要となる大きな課題として捉えています。本計画の施策の展開の章において、包括的な相談支援体制の構築や地域生活支援の充実で、その取組方針の中で、保健、医療、福祉等の連携を示しています。 |
| 17 | - | 子どもは小学校の「学童クラブ」を6年間利用しました。障害児のみが利用する「放課後児童デイ」とはまた違い様々な子どもたちと接する中で、地域との関わりを持つことができ、本人の成長にとってもとても良かったと思います。これからも様々な子どもたちが安心して楽しく通える「学童クラブ」の運営をお願いします。 | １件 | 「学童クラブ」では、障害を持つ児童も、審査会を経て1年生から6年生までの受け入れを現在も継続しています。また、平成30年度より、スクール・スキップサポーター制度を導入し、支援を要する児童に対し、学校から放課後まで切れ目のない支援を行っています。  引き続き、障害を持つ児童も含め子どもたちが安心して楽しく過ごせるよう、「学童クラブ」「一般利用」「放課後子ども教室」が一体となり子どもスキップを運営してまいります。 |
| 18 | - | 区内の支援級に通う小学生が増えています。中学校についても支援級の増設をお願いします。また以前支援級のあった千川中学校でも今回の建替えをキッカケに支援級の再開をしてください。 | １件 | 中学校の支援級の増設については、豊島区の特別支援教育にかかわる委員会を令和3年度立ち上げ検討していく予定です。  その中で、今後の児童・生徒数も考えながら千川中学校の特別支援学級の再開についても検討してまいります。 |
| 19 | - | 「としまキッズパーク」ができ、利用対象は「小学校低学年・障がいのある子ども向け」とあります。区内保育施設や幼稚園年長児は招待されていますが、障害児施設に通う子どもなどには招待がありませんでした。来年度以降も年長児招待があるのなら障害児に対しても招待をしてください。また差別にならないよう、施設に通わないすべての子ども（年長児など）にも招待を行ってください。 | １件 | 現在、区内保育施設と幼稚園では、園外保育の一環として「としまキッズパーク」への送迎を行っております。  障害児施設につきましても、園外保育を行うための十分な職員数や移動手段など安全確保ができている施設ではご利用いただいておりますが、在園児の障害の程度によって引率に必要な職員数や送迎の手段が変わるなど、施設によって安全な園外保育を実施するための事情が異なることから、施設によってはご利用ができていない状況となっています。  今後、各施設関係者からのご意見を伺ったうえで、実施に向けた課題の検討を行ってまいります。  なお、これらの施設では園外保育の一環として「としまキッズパーク」を利用していますが、施設に通わないお子様でも予約によりどなたでも来場が可能ですので、ぜひご利用ください。 |